

Japan tax alert

EY税理士法人

欧州委員会、関税評価に 関するガイダンス文書から 「ドメスティックセール」 ルールを削除

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

2018年10月30日、欧州委員会の関税専門家グループ(Customs Expert Group、以下「CEG」)評価部会の第5回会合の議事録が公表されました。CEGは、関税評価に関するガイダンス文書¹において、いわゆる「ドメスティックセール(域内販売)」への言及をすべて削除することを決定しました。この変更は、欧州連合(EU)に所在する企業間の取引に基づいてEUに向けて輸出された貨物の関税評価に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

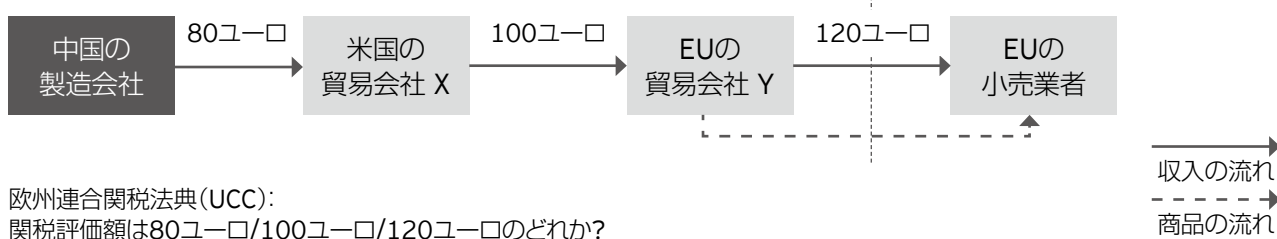
詳細

背景

2015年12月29日、EUへの輸出を目的に販売された物品の関税評価額を決定する方法として、「ラストセールルール」を導入する、欧州連合関税法典(Union Customs Code、以下「UCC」)²の実施法が公表されました。これにより、施行日以降は、物品がEUに持ち込まれることとなった取引、すなわち物品がEUに持ち込まれる直前の取引に基づいて関税評価額が決定されることとなります。ラストセールを含むUCC³は2016年5月1日に発効されています。

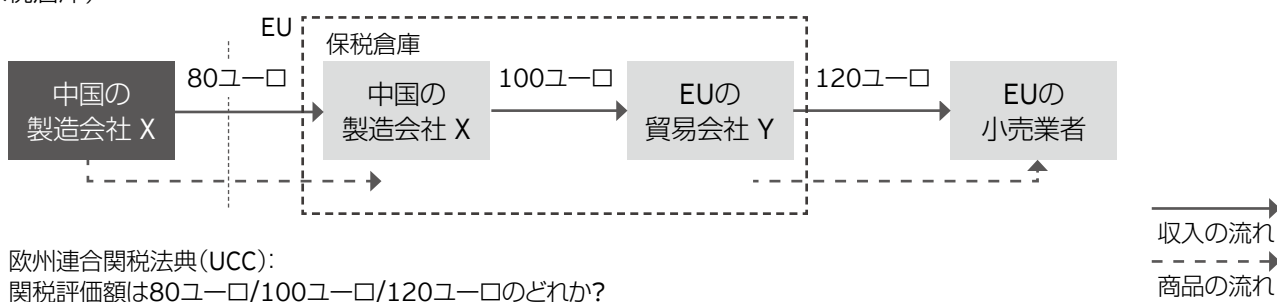
2016年4月28日、欧州委員会は関税評価に関するガイダンス文書(以下、「ガイダンス文書」)を公表しました。このガイダンス文書に法的拘束力はないものの、ラストセールを適用するための詳細なガイドラインを提供するとともに、「ドメスティックセール」原則を導入し、域内販売は輸出のための販売を構成しないとの考えを示しました。EUに所在する2つの企業間による取引は、「ドメスティックセール」とみなされることとなります。

例



上記の例では、物品がEU関税地域に持ち込まれる直前の取引(ラストセール)は、EUの貿易会社YとEUの小売事業者の間の取引(120ユーロ)です。ところが、ガイダンス文書によると、当該取引はドメスティックセールとして扱われることとなります。つまり、この取引はEUへの輸出のための取引とみなされず、米国の貿易会社XとEUの貿易会社Yの間の取引がEUへの輸出のための販売であれば、当該取引の価格に基づいて関税評価額が決定されることとなります。

例(保税倉庫)



また、ドメスティックセールの原則は、海外の製造会社が物品をEUに持ち込み、EU域内の保税倉庫内で販売する場合にも適用されます。この場合、関税評価額はEU域内の保税倉庫内、又は保税倉庫から持ち出すことを目的とした取引のうち、ドメスティックセールに該当しない取引の価格に基づいて算出されます⁴。上記の例では、関税評価額は中国の製造会社XとEUの貿易会社Yの間の取引(100ユーロ)に基づいて算出されることとなります。

EUからドメスティックセールを廃止

2018年10月30日、CEGの議事録が公表されました。ガイダンス文書のEUへの輸出のための取引に関する章から、ドメスティックセール(関税法には存在しない概念)への言及をすべて削除する提案が承認されました。この決定を受けたガイダンス文書の更新はまだ行われていませんが、今後議事録からドメスティックセールが削除されることは明らかです。

前述の1番目の例では、EUの貿易会社YとEUの小売事業者の間の取引(120ユーロ)に基づいて関税評価額が決定されるべきであることを意味しています(ただし、この取引が輸出のための販売であることが条件です)。2番目の例においても、EUの貿易会社YとEUの小売業者の間の取引(120ユーロ)に基づいて関税評価額を決定することが可能となります。ただし、後述するように、現在のガイダンス文書は、保税倉庫内で行われた取引も保税倉庫から持ち出された時の取引もEUへの輸出のための取引として認め、輸入者にいずれの価格を使用するかにつき選択権を与えていると考えられます。今後もこの選択肢が残されるのか、又は改訂されるのかは現時点では明らかになっていません。この点について、次回のCEG会合で議論されると議事録で述べられています。また、一部の加盟国は、EU内で物品を流通させる買手が関与する取引の価格を用いることを望んでいるとも述べていますが、CEGはこの問題に対する最終的な見解を未だ示していません。

影響

輸入者は、自社のサプライチェーンを見直し、EUに輸入される物品の関税評価額がドメスティックセール廃止の影響を受けるかどうかを確認する必要があります。特に、自社のサプライチェーンの中でEUに所在する2つの企業間の取引があり、当該取引が「輸出のためのラストセール」の条件を満たしている場合、ドメスティックセール撤廃の影響を受ける可能性があります。例えば、今後、関税評価額がサプライチェーンの下流取引の価格によって決定される可能性があるため、支払うべき関税額が高くなることを意味します。

上記の説明は、現在の税制とこれまでに公表された判例法に関する弊法人の解釈に基づくものです。本アラートは一般的な情報を提供するものであり、完全性を主張するものではなく、税務アドバイスではありません。

巻末注

1. 関税評価実施法第128条及び136条UCC IA及び第347条UCC IAに関するガイダンス文書(UCC IA=欧州連合関税法典・実施法)。
2. 欧州連合関税法典(UCC)を規定する欧州議会-欧州理事会規則(EU)No 952/2013の特定の規定を実施するための詳細な規則を定める2015年11月24日付委員会実施細則、OJ L 343, 29.12.2015, p. 558-893。
3. 欧州連合関税法典を規定する2013年10月9日付欧州議会-欧州理事会規則(EU)No 952/2013、OJ L 269, 10.10.2013, p. 1-101。
4. 関税評価実施法第128条及び136条UCC IA及び第347条UCC IAに関するガイダンス文書(UCC IA=欧州連合関税法典・実施法)、ページ9。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
アソシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp